

R4 新 児童相談所 SNS 相談体制構築事業

児童虐待の早期発見に向け、国が実施する SNS を活用した全国どの地域においても相談ができるシステムと連動した相談に対応できる体制を構築

○事業概要

- ・来年2月から国において児童虐待に関する子どもや家族からのSNS相談を一元的に受け付け、居住地を所管する児童相談所に転送するシステムを本格稼働。本県において当該システムに対応する相談体制を整備。事業委託して実施。

○相談時間

- ・平日午前9時～午後5時まで（祝日、年末年始を除く）

○相談体制

- ・業務責任者、相談員2名

○相談内容

- ①児童虐待に関する相談、または児童虐待に繋がる恐れのある子育てに関する相談
 - ②その他子育ての不安、しつけ、育児、家庭内暴力、いじめ、不登校、家庭や家族の悩みなど、子どもや子育てに関する相談全般
- ※緊急虐待通告は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」で対応

○スケジュール

- ・11月から、国が実施する試行テスト、システム操作説明会に参加
- ・2月から、本格実施開始